

2011年6月14日

理事及び監事の報酬等の支給の基準について

当財団の理事及び監事の報酬は、下記のとおり職位別の年間報酬額を上限として、支給総額の範囲内で支給することとする。

記

1. 理事の報酬の支給基準

会 長	2, 4 6 0 万円
専務理事	2, 0 4 0 万円
常務理事	1, 8 9 0 万円
常勤理事	1, 5 0 0 万円

2. 監事の報酬の支給基準

監事の報酬については、勤務形態を勘案のうえ、支給するものとする。

3. 支給総額の範囲

上記役員の実給基準を基に、定款で定める役員定数及び今後想定される役員構成等を勘案して、支給総額の範囲を9, 6 0 0 万円とする。

以上